

# 入間市サッカー協会規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本協会は入間市サッカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は入間市宮寺2991番地1会長宅に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は入間市におけるサッカーの団体の親睦を深め、相互の技術向上に努めるとともに、サッカー競技の健全な普及発展をはかり、市民のスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1)サッカー競技を普及発展させるための活動
- (2)サッカー競技団体の統括
- (3)競技大会及び講習会等の開催
- (4)審判員及び指導者の育成
- (5)各種大会への代表選手の派遣
- (6)入間市体育協会及び各種団体との連携
- (7)その他、目的達成に必要な事業

## 第三章 組織及び登録

(組織)

第5条 本協会は次に掲げるサッカー団体で、常任理事会が承認したもので組織する。

- (1)入間市本拠を置く一般クラブの競技団体
- (2)入間市本拠を置く高等学校体育連盟及びユースクラブの競技団体
- (3)入間市本拠を置く中学校体育連盟及びジュニアユースクラブの競技団体
- (4)入間市本拠を置く少年少女の競技団体
- (5)入間市本拠を置く女子の競技団体
- (6)入間市本拠を置くフットサルの競技団体

(登録)

第6条 本協会への登録は、次のとおりとする。

- (1)本協会に加盟登録しようとする団体は、登録申請書を会長に提出しなければならない。
- (2)本協会への加盟登録は、各部理事会で審議し、その結果を各部常任理事が常任理事会へ報告しなければならない。
- (3)本協会への加盟登録を承認された団体は、次に定める登録費を納入しなければならない。ただし、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟に所属するチームは免除とする。
  - ①一般クラブの競技団体5,000円
  - ②高等学校体育連盟及びユースクラブの競技団体4,000円
  - ③中学校体育連盟及びジュニアユースクラブの競技団体4,000円
  - ④少年少女の競技団体4,000円
  - ⑤女子の競技団体4,000円
  - ⑥フットサルの競技団体3,000円
- (4)他市町村協会等に登録された選手は、本協会に登録することはできない。
- (5)本協会を退会する団体は、退会届を会長に提出しなければならない。
- (6)本協会の加盟団体、または選手が規約に違反したときは、常任理事会の議決をへて、出場停止、または登録抹消の処分を行うことができる。

#### 第四章 役 員

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1)会 長   | 1名  |
| (2)副会長   | 若干名 |
| (3)理事長   | 1名  |
| (4)常任理事  | 若干名 |
| (5)事務局長  | 1名  |
| (6)専門部会長 | 若干名 |
| (7)幹事長   | 1名  |
| (8)会 計   | 1名  |

- |         |       |
|---------|-------|
| (9)監 事  | 2名    |
| (10)理 事 | 各団体1名 |
| (11)評議員 | 各団体1名 |
| (12)幹 事 | 若干名   |

(役員の選出)

第8条 本協会の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1)会長、副会長、専門部会長、監事は、別に定める常任理事会が推挙し、総会で承認する。
- (2)理事長は、常任理事会において常任理事の中から選出する。
- (3)常任理事は、理事の互選とし、種別ごと1名を選出する。ただし、必要に応じて、会長指名により若干名を選出することができる。
- (4)事務局長、会計、幹事長、幹事は、常任理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (5)理事は、各団体から1名選出する。
- (6)評議員は、各団体から1名選出する。

(役員の任務)

第9条 本協会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)理事長は、常任理事会の決議事項を執行し、常任理事会の運営事項を処理する。
- (4)常任理事は、常任理事会を構成し、会務を執行する。
- (5)事務局長は、事業を円滑に行うために、必要な事項を執行する。
- (6)専門部会長は、専門部会を統括し、会務の執行にあたる。
- (7)会計は、経理を担当する。
- (8)監事は、本協会の会計を監査する。
- (9)理事は、会務を執行する。
- (10)評議員は、総会に提出された事項を協議決定する。
- (11)幹事長及び幹事は、事務局長の指揮の下で、庶務等の事務を処理する。

(役員の任期)

第10条 本協会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第 11 条 本協会を脱会した団体の役員及び役員としてふさわしくない行為のあった者は、常任理事会の承認を得て、会長が解任することができる。

(名誉会長及び顧問並びに相談役)

第 12 条 本協会は、常任理事会の承認を得て、名誉会長及び顧問並びに相談役を置くことができる。

## 第五章 機 関

(機関)

第 13 条 本協会の意志決定機関として、総会及び常任理事会を置く。

(1)総会は、本協会の最高決定機関であり、第7条の役員で構成する。

定期総会は、毎年4月に開催し、会長がこれを招集し、議長の職を務める。

常任理事会の要求があれば、臨時総会を開催し、会長がこれを招集する。

総会においては、次の事項を審議し決定する。

①事業報告及び決算報告の承認

②事業計画及び予算案の承認

③役員の選出

④規約の改正及び廃止

⑤その他必要と認める重要事項

(2)常任理事会は、会長、副会長、理事長、常任理事、事務局長、専門部会長、幹事長、会計で構成し、理事長がこれを招集し、議長の職を務める。

常任理事は、必要に応じて総会の審議決定事項の執行にあたる。

(会議の成立)

第 14 条 総会及び常任理事会は、定数の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を含むこととする。

(議決)

第 15 条 総会及び常任理事会の議事は、評議員である出席者(委任状含む)の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。ただし、次の重要事項は3分の2以上の賛成を要する。

(1)規約の改正及び廃止

(2)役員の改選

(3)出場停止及び登録抹消の処分

(専門部会)

第 16 条 本協会に、第4条の事業を遂行するため、次の専門部会を置く。

(1)審判部会

(2)技術部会

(3)広報部会

(4)その他の部会

## 第六章 会 計

(経費)

第 17 条 本協会の運営に関する経費は、次に掲げるものとする。

(1)登録費

(2)補助金及び寄付金

(3)その他の収入

(会計年度)

第 18 条 本会計の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第七章 補 則

(慶弔)

第 19 条 本協会の役員等の慶弔は、正副会長、理事長、事務局長、会計の合意により  
執行する。

(奨励金)

第 20 条 本協会の団体が、埼玉県大会で優勝若しくはそれ以上の大会において、同等  
の成績を収めた場合は、正副会長、理事長、事務局長、会計の合意により予算の範囲内  
で支出することができる。

(その他)

第 21 条 本規約に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定めることができる。

## 附 則

1. 本協会の規約は、平成10年6月27日から施行する。
2. 本協会の規約は、平成12年5月28日から施行する。(第 19 条関係)
3. 本協会の規約は、平成13年5月27日から施行する。(第 6 条・第 20 条関係)